

2019年2月7日

逗子市

逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書について

平成31年2月5日（火）に、逗子海水浴場の運営に関する検討会座長（三宅譲氏）より、市長に対して『平成30年度 逗子海水浴場の運営に関する検討会 報告書』が提出されました。

報告書は、市ホームページの下記URLに掲載しております。

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/p06575.html>

また、報告書の主な内容は別紙のとおりです。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部 経済観光課 岩佐・鈴木

電話：046-873-1111 内線261、281

逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書

主な内容

条例・規則・ルール

<利用者に関する内容>

- ・条例等も5年目を迎えたが、利用者の認識・理解も広まり、風紀が乱れることはなく、家族連れや若い世代、子ども達が楽しめるような、穏やかで安全な海水浴場のイメージが定着してきているという意見が多く、条例等の内容について継続を求める意見が多かった。
- ・「条例等を意図的に守らない利用者」や「条例等を理解できない外国人」については、現場での粘り強い周知活動は一定の効果があったことから、今後もより丁寧に継続して実施すべきといった意見が大半を占めた。

ほか

<海の家営業時間>

- ・閉店時間20時のルールは概ね遵守され、問題はなかったという意見が多かった。
- ・その上で、営業時間を延長してゆっくり過ごしてもらうことは、地元の方を含めた来場者の満足度向上につながるのではないかという提案があった。しかしながら、閉店時間を遅くすることで近隣住宅地への騒音や風紀の乱れ、ごみのポイ捨ての増加などが発生する懸念がまだ捨てきれないという意見もあり、議論の結果、営業時間については、次期検討会において引き続き時間をかけて議論を行っていくものとし、来年度におけるルール変更は行わないことで意見がまとまった。

ほか

逗子海水浴場の振興策の提案（ほか）

- ・来場者に街中の商店街へ回遊してもらえよう取組みの検討、海岸への通路の水たまり対策、環境に配慮した下水道施設の設置を求める意見が挙げられた。

ほか

※報告書の詳細な内容については
市ホームページをご確認ください